

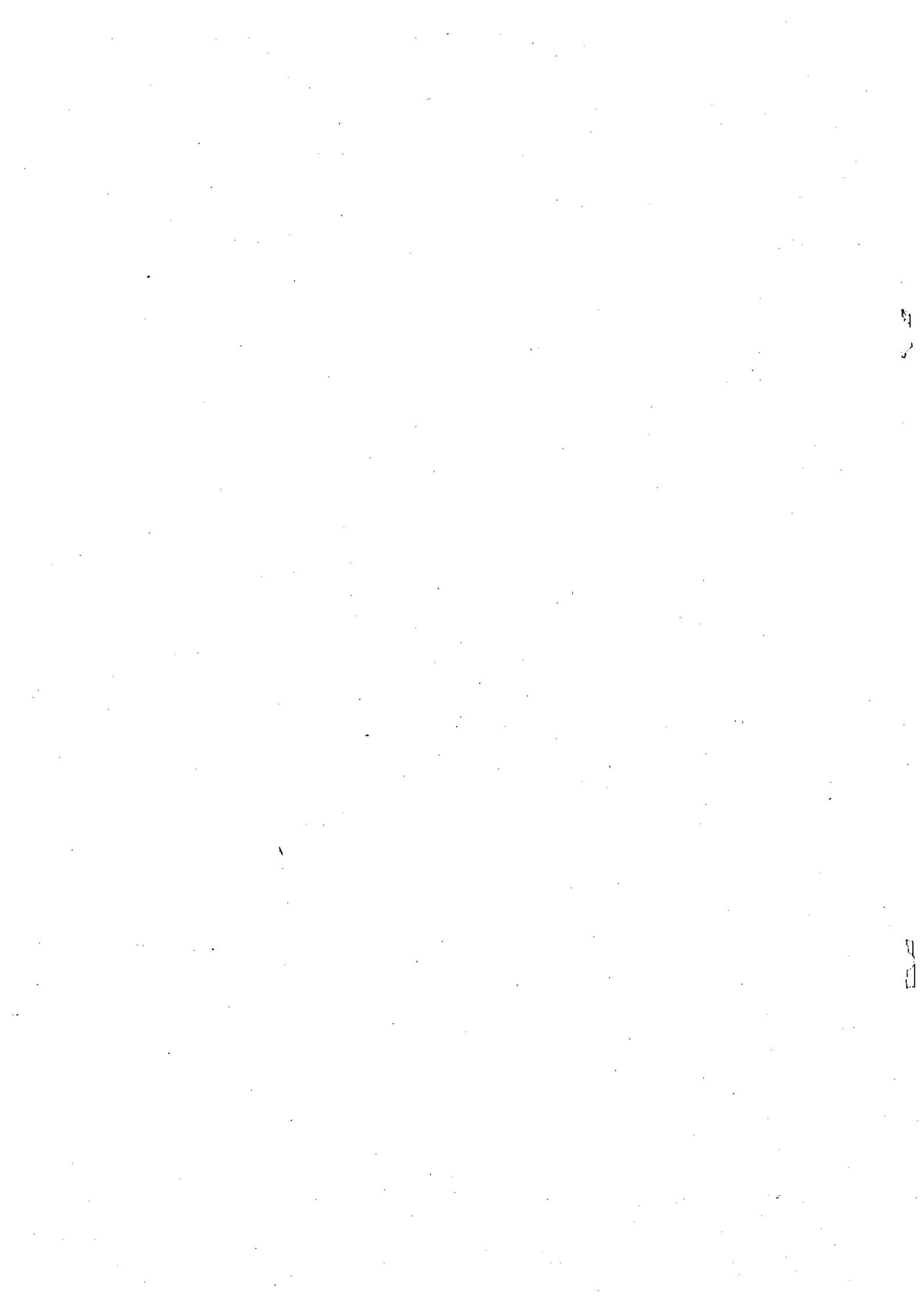
総務教育常任委員会資料

(平成27年8月21日)

【 件名 】

国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について…………… 1

人事委員会事務局



国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について

平成27年8月21日
人事委員会事務局

I 勧告日 平成27年8月6日(木)

II 給与勧告の概要

○ ポイント 月例給、ボーナスともに引上げ

【 民間給与との較差に基づく給与改定 】

- ① 月例給
 - ・ 俸給表の水準の引上げ (行政職俸給表(一)の平均改定率 0.4%)
 - ・ 地域手当の支給割合の引上げ (支給区分等に応じて 0.5%~2%)
- ② ボーナス
 - ・ 支給月数の引上げ (0.1月分を勤勉手当に配分)

1 月例給

(1) 官民の比較(平成27年4月分を調査)

民間給与(A)	国家公務員給与(B)	較差(A)-(B)
410,465円	408,996円	1,469円(0.36%)

(2) 改定内容

- ① 俸給表
平均改定率 0.4% (初任給の2,500円引上げなど若年層を中心に引上げ)
- ② 初任給調整手当
医師の処遇を確保する観点から所要の改定
- ③ 地域手当
給与制度の総合的見直しを円滑に進める観点から支給割合を引上げ(0.5%~2%)

(3) 実施時期

平成27年4月1日

2 ボーナス(期末・勤勉手当)

(1) 官民の比較(平成26年8月~平成27年7月を調査)

民間(A)	国家公務員(B)	較差(A)-(B)
4.21月分	4.10月分	0.11月分

※ 国家公務員は期末手当と勤勉手当の支給月数の合計

(2) 改定内容

- 支給月数の引上げ 現行4.10月分→4.20月分(0.1月分引上げ)
- ※ 勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分

(3) 実施時期

法律の公布日

※ このほか、給与制度の総合的見直し(平成27~29年度)に係る、地域手当の支給割合の引上げ、単身赴任手当の支給額の引上げ等を平成28年4月1日に早めて実施。

Ⅲ 勤務時間に関する報告の概要

○ ポイント フレックスタイム制の拡充

適切な公務運営の確保に配慮しつつ、原則として全ての職員を対象にフレックスタイム制を拡充

【フレックスタイム制の拡充等の概要】

1 国家公務員のフレックスタイム制度

職員からの申告に基づき、公務の運営に支障がない範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して、勤務時間を割り振るもの

2 対象職員

現行：研究職員等 → 拡充後：全職員（交替制等勤務職員を除く）

3 勤務時間の割振り方法

- ・4週間ごとの期間につき1週間当たり38時間45分となるように割振り
- ・コアタイムは、月曜日から金曜日までの毎日5時間設定

《育児又は介護を行う職員の特例》

- ・割振り単位期間を1週間から4週間までの範囲内において選択して設定可能
- ・日曜日及び土曜日に加えて週休日を1日設けることが可能
- ・コアタイムは、毎日2時間以上4時間30分以下の範囲内で設定

4 実施時期

平成28年4月1日

Ⅳ 公務員人事管理に関する報告の概要

1 人材の確保及び育成

(1) 多様な有為の人材の確保

- ・幅広い層の者が国家公務員採用試験を受験するよう誘致活動を拡充・強化

(2) 女性の採用・登用の拡大

- ・より多くの女性が採用試験を受験するよう誘致活動を強化、研修等を通じ意欲と能力のある女性職員の登用を促進

(3) 研修の充実に向けた具体策を検討

(4) 能力・実績に基づく人事管理の推進

- ・人事評価結果の任免・給与等への適切な活用への支援・指導、苦情相談体制の一層の充実

2 柔軟で多様な働き方の実現と勤務環境の整備

(1) フレックスタイム制の拡充

(2) テレワーク（情報通信機器等を活用し時間や場所の制約を受けずに、柔軟に働くことができる形態）活用の推進

(3) 長時間労働慣行の見直し

- ・超過勤務の縮減、超過勤務が多い職員の健康保持への配慮

(4) 仕事と家庭の両立支援の促進

- ・男性職員の両立支援制度の活用促進、介護休暇等の在り方について検討

(5) 心の健康づくりの推進

- ・心の不調者の発生を未然に防止するため、ストレスチェック制度を導入

(6) ハラスメント防止対策

- ・セクハラ等の苦情相談体制の充実、パワハラへの一層の意識啓発

3 高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）

国家公務員の再任用は短時間勤務中心であるが、民間同様のフルタイム中心の勤務の実現を通じて再任用職員の能力・経験を本格的に活用することが必要であり、一層の工夫が必要